

知多市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市条例第 6 号

知多市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部
を改正する条例

知多市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 1 7 年知多
市条例第 4 9 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 条例等 市の条例、市の執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）<u>、</u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する市の企業管理規程<u>及び議会の規程並びに</u>地方自治法第252条の17の2の規定に基づき愛知県が定めた条例により市が処理することとされた事務について規定する愛知県の条例及び愛知県の執行機関の規則をいう。</p> <p>(2) <u>市の機関等</u> 執行機関、公営企業管理者若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令により独立に権限を行使することを認められたもの<u>及び議会</u>をいう。</p> <p>第3号から第5号まで (略)</p> <p>(6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき<u>市の機関等</u>に対して行われる通知をいう。</p> <p>(7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をい</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 条例等 市の条例、市の執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2号に関する規程を含む。以下同じ。）<u>及び</u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する市の企業管理規程並びに地方自治法第252条の17の2の規定に基づき愛知県が定めた条例により市が処理することとされた事務について規定する愛知県の条例及び愛知県の執行機関の規則をいう。</p> <p>(2) <u>市の機関</u> 執行機関、公営企業管理者若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。</p> <p>第3号から第5号まで (略)</p> <p>(6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき<u>市の機関</u>に対して行われる通知をいう。</p> <p>(7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をい</p>

改正後	改正前
<p>う。)の通知その他の条例等の規定に基づき<u>市の機関等</u>が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。</p> <p>(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき<u>市の機関等</u>が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。</p> <p>(9) 作成等 条例等の規定に基づき<u>市の機関等</u>が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 <u>市の機関等</u>は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等(執行機関の規則、企業管理規程及び議会の規程をいう。以下同じ。)で定めるところにより、電子情報処理組織(<u>市の機関等</u>の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の<u>市の機関等</u>の使用に係る電子</p>	<p>う。)の通知その他の条例等の規定に基づき<u>市の機関</u>が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。</p> <p>(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき<u>市の機関</u>が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。</p> <p>(9) 作成等 条例等の規定に基づき<u>市の機関</u>が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 <u>市の機関</u>は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等(執行機関の規則、企業管理規程及び議会の規程をいう。以下同じ。)で定めるところにより、電子情報処理組織(<u>市の機関</u>の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の<u>市の機関</u>の使用に係る電子計</p>

改正後	改正前
<p>計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の<u>機関等</u>に到達したものとみなす。</p> <p>4 第1項の場合において、<u>市の機関等</u>は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。</p> <p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第4条 <u>市の機関等</u>は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（<u>市の機関等</u>の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。</p> <p>第2項及び第3項 (略)</p> <p>4 第1項の場合において、<u>市の機関等</u>は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるもの</p>	<p>算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の<u>機関</u>に到達したものとみなす。</p> <p>4 第1項の場合において、<u>市の機関</u>は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。</p> <p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第4条 <u>市の機関</u>は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（<u>市の機関</u>の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。</p> <p>第2項及び第3項 (略)</p> <p>4 第1項の場合において、<u>市の機関</u>は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものを</p>

改正後	改正前
<p>をもって当該署名等に代えることができる。</p> <p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第5条 <u>市の機関等</u>は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第6条 <u>市の機関等</u>は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の場合において、<u>市の機関等</u>は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等をするものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをも</p>	<p>もって当該署名等に代えることができる。</p> <p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第5条 <u>市の機関</u>は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第6条 <u>市の機関</u>は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の場合において、<u>市の機関</u>は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等をするものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもつ</p>

改正後	改正前
<p>って当該署名等に代えることができる。</p> <p><u>(適用除外)</u></p> <p><u>第7条 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項の規定に基づき行わせ、又は第4条第1項、第5条第1項若しくは前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）については、第3条から前条までの規定は、適用しない。</u></p> <p>(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)</p> <p><u>第8条</u> 市長は、毎年度、<u>市の機関等</u>が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p>	<p>て当該署名等に代えることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)</p> <p><u>第7条</u> 市長は、毎年度、<u>市の機関</u>が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p>